

[商法]

1 設問(1)

2 1. 甲会社が本件決議でBに議決権行使をさせたことは、会社法(以下略)105
3 条1項3号違反として違法となるか。BとDのいずれが「株主」に当たるか
4 という関係で、BD間の譲渡の効力が問題となる。

5 2. DはBとの間で株券の交付を受けて(128条1項)甲会社株式を取得して
6 いるところ、Dが甲会社に対して自己が株主であるに対抗するためには、名
7 義書換えがなされている必要がある(130条2項、1項)。Dは2月1日に株
8 券を提示して名義書換請求(133条1項、2項)をしているが、甲会社は過
9 失により放置しているから、甲会社はDとの関係で名義書換えがないことを
10 対抗できないのではないか。

11 (1) 名義書換制度の趣旨は、会社の事務処理便宜にあるところ、名義書換請
12 求を過失等により放置した会社はその便宜を受けることは信義則に反する。
13 そこで、そのような場合には株式譲受人は名義書換えなしで会社に株主で
14 あることを対抗できる。

15 (2) Dの名義書換請求に対して、甲会社は過失により放置しているから、甲
16 会社は信義則上Dに対して名義書換えがないことを対抗できない。

17 3. したがって、Dは甲会社との関係でも「株主」にあたり、Bは「株主」で
18 ないから、Bに議決権行使させたことは、105条1項3号違反として違法と
19 なる。

20 設問(2)①

21 1. 本件贈与は、「株式会社」である甲会社がEという「何人に対して」行なっ
22 た「財産上の利益の供与」として利益供与(120条1項)にあたり、EとY1
23 は甲会社に500万円を返還する責任を負うか。

24 2. ここで、本件贈与は「株主の権利の行使に関し」で行われたものであると
25 いえるか。

26 (1) 確かに、株式譲渡は株主たる地位の移転であり、それ自体は「株主の権
27 利の行使」とは関係がない。しかし、それが株主の議決権行使を回避する
28 目的で行われていた場合には、株主の権利行使をやめさせる究極的手段で
29 あるから、「株主の権利の行使に関し」するものであるといえる。

30 (2) 本件贈与はAによる株主総会における議決権行使を回避するためになさ

